

## 令和3年度 尼崎市いじめ問題対策連絡協議会 議事要旨

日時 令和3年9月22日(水) 午後1時30分から午後3時30分まで  
場所 すこやかプラザ 多目的ホール (フェスタ立花南館5階)  
出席者 委員19人(代理出席含む。)

### 会議要旨

#### 1 開会

出席状況の報告及び資料の確認

#### 2 協議事項

##### (1) 会長及び副会長の選任

尼崎市いじめ問題対策連絡協議会条例の第3条に基づき、会長及び副会長(職務代理)の選任を行った。高橋委員を会長、鎌田委員を副会長(職務代理)とした。

##### (2) 委員等紹介 **資料1**

こどもの人権擁護担当課長より、尼崎市いじめ問題対策連絡協議会の概要について、資料1を参照しながら説明いただいた。その後、各委員が、名前、所属、担当している役割や業務について紹介した。

##### (3) いじめ対策のための取組について **資料2**

令和元年度から令和2年度までの4回にわたり、“いじめ問題の未然防止・早期発見のためにできそうな取組”をテーマに協議してきた。その集大成として、資料2「いじめ問題対策連絡協議会レポート」を作成したため、各委員がそれぞれの所属や団体へ持ち帰り、第2回の協議会までに活用し、報告することとした。

##### (4) 事例検討 **資料3**

###### I部 いじめの定義、認知について

いじめ防止生徒指導担当の指導主事より、“いじめの定義・認知について”を、尼崎市での事案を交えながら説明いただいた。

###### 【内容】

- ・いじめの定義は、平成25年以降、かつての定義からは大きく変わっている。現在は、①行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること、②AとBの間に一定の人的関係が存在すること、③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと、④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること、などが定義となっている。
- ・かつての定義にあった、“継続的に”や“一方的に”という表現は、現在、削除されている。
- ・いじめは、起こった場所が学校の内であるか外であるかを問わない。
- ・いじめの認知件数は、増加した。
- ・文部科学省によると、いじめの認知件数が多いことは、教職員の目が行き届いている証し、と捉えることができる。
- ・いじめの認知を正確に行うことは、極めて重要である。
- ・「いじめの芽」や「いじめの兆候」も「いじめ」である。いじめの初期段階である。そして、その段階から対応することで、重大な事態を防ぐことにつながる。

- ・令和元年度及び令和2年度の「1,000人あたりのいじめの認知件数」をみると、尼崎市は全国より多い傾向にある。初期段階から対応している成果だと、教育委員会も捉えている。
- ・「いじめの発見のきっかけ」の、項目「地域・関係機関」をみると、年々件数は増加しているが、他の項目に比べて、少ない。
- ・地域の方のちょっとした違和感と勇気で、連携し、いじめを芽の段階で、対応していくことができる。数字としては、他の項目に比べてまだまだ少なく見えるが、非常に大きな、重要な連携と考えている。今後も、地域と学校がつながって、児童生徒を見守っていけるように、教育委員会も考えている。
- ・重大事態が起きている背景には、熱心であればあるほど落とし穴にはまる、という教員の抱え込みが見られる。自分で対応しなければならないという、よくある心理。
- ・組織(チーム)を作ることは、いじめ防止対策推進法(第22条)で定められている。
- ・担任、学年教員だけで情報を抱え込まず、初期対応から、各校に設置している“いじめ対応チーム”で、連携する。
- ・各校で取組んでいるいじめ対策の3ステップは、①未然防止、②早期発見、③早期対応、である。
- ・未然防止において、「学級づくり」、「絆づくり」、「分かりやすい授業」、「共感的理解」、「小さな変化を見逃さない姿勢」など、各校で当たり前に行っていることが、既にいじめの未然防止になっている。
- ・早期発見において、いじめにあった被害児童生徒が、「先生に相談してみよう」と思える関係性を持っていること、相談しやすい雰囲気づくりが大切である。
- ・早期発見において、職員間の情報共有と家庭・地域との連携は、地域から「学校へ一報を入れてみよう」という気持ちを持ってもらえるような、普段からの連携が重要である。
- ・早期対応において、組織(チーム)を必ず作って、対応すること。個人で抱え込まず、学校全体で、取り組んでいく。そのためにも、情報共有を行っていく。
- ・いじめの解消とされる判断基準は2つある。①いじめに係る行為が最低3か月止んでいること、②本人(保護者)が心身の苦痛を感じていないこと、である。この2つの条件をともに満たして、解消した、と報告してもらっている。
- ・解消の報告をしたからといって、終わりではない。いじめの行為が一旦止んでいても、形を変えていじめが繰り返される、ということは十分に考えられるので、被害児童生徒の見守りを続けてもらい、各学校からは、毎月1回、欠席日数等も併せて、継続的に報告してもらっている。

## 【質疑応答】

(R 委員)

いじめの解消の判断基準として、いじめに係る行為が最低3ヶ月止んでいることとあるが、3ヶ月という期間は、ずいぶん長く感じる。発見からそこに至るまでには、どのようなケアを学校はしているのか？

(いじめ防止生徒指導担当 指導主事)

3ヶ月という数字自体は、法的に定められている。スクールカウンセラーによるカウンセリングや、保護者への連絡を通じて児童生徒の様子を確認する。また、被害者側の支援に加え、加害者側にもカウンセリングを実施して、ケアしたりする。さらに、当事者だけでなく、周りで見ていた児童生徒や報告してくれた児童生徒にも、日々、ケアをしている。未然防止の観点からも、日々、取組みの改善にも努めている。

(R 委員)

当事者がいる学級向けに、発生したいじめ事案について話をする時、教員の話をきっちり理解できる年代と、そうでない年代とがいて、学年によって違ってくるものがある。例えば、低学年向けには、どのように話をするのか？当事者のいる学級の教員や学年の教員達の中でも話し合いはされているのか？

(いじめ防止生徒指導担当 指導主事)

いじめ対応チームは、管理職や生徒指導担当の教員だけでなく、当事者のいる学級の教員、学年の教員も、含まれている。なので、話し合いは、そのチームが集まる場で、その都度できるようになっている。

(A 委員)

説明にもあったように、いじめの認知件数が増加しており、色々な取組みがなされてきた成果だと思うが、どんな取組みがあったのか？

(いじめ防止生徒指導担当 指導主事)

平成25年度にいじめの定義が変わり、その直後から認知件数が増加した訳ではない。尼崎市でも認知件数が増加したり、地域の方々から連絡がもらえるようになったのは、ここ数年で起きてきた変化。そこに至るまでに、平成30年度頃から管理職の教員向けに研修を実施し、校内でも教員間で研修を実施していただいた。令和2年度にも、本日のようないじめの定義や認知に関する研修を通じて、教員の中でいじめに対する感度を高めてもらっている。今後さらに、地域や保護者の方々にいじめの正しい認知をしていただくため、本日のような会議の場で、学校側(教育委員会側)から情報発信していくことが、とても重要だと考えている。

(A 委員)

教育委員会から「教師のためのいじめ防止・対応リーフレット」が出されている。教職員と地域、家庭にも配られているので、こういった取組みが、いじめの正しい認知の広がりにも貢献しているように思う。そのあたりは、どう思われるか？

(いじめ防止生徒指導担当 指導主事)

リーフレットの配布に加え、各学校のホームページに、「学校いじめ防止基本方針」を掲載していたり、学校によっては「学校だより」に校内の取組みを紹介している。こうした取組みによって、広がりを見せているのかと思う。

(R 委員)

地域や関係機関との情報共有の話が出ていたが、民生児童委員の中では、「教師のためのいじめ防止・対応リーフレット」を配布して、共有した。最近では、学校が地域に開かれてきているが、地域の連協(社会福祉連絡協議会)等向けの配布はしているのか？これからは、地域からの声が大切になってくると思う。もっと大きな団体向けに、PRしてもらった方が良いと思うが、どう思われるか？

(いじめ防止生徒指導担当 指導主事)

どこまで配布できているか、今すぐに回答できないが、大変重要な視点をご指摘いただいたので、今後検討していこうと思う。ありがとうございました。

## II部 グループ討議

いじめが学校外で発生した場合の架空の事例を使って、状況整理の仕方や対応方法について各グループ(1グループ4人程度)に分かれて議論を行った。

※使用した事例については、フィクションであるが、類似団体や関係者等への影響に配慮し、一部のみの公表とする。

### 【各グループから出た主な意見要旨】

- ・具体的な状況やいじめ事案に至った経緯、状況確認が必要である。
- ・関係者は誰なのか、どんな人なのかを、確認する。
- ・相談がきた早い段階で、聞き取りや現場検証を行うことが大切である。
- ・学校外での事案について、誰が主体となって進めていくべきなのか。
- ・行政に調査権限や指導権限がない中、どのように動いていくのか、難しい課題である。
- ・学校外だからと、学校が割り切らずに連携を図りながら、対応を進めていくことが大切である。
- ・情報共有や情報交換が必要である。
- ・相談を受けた人が、一人で抱え込むようなことがないように、連携を図りながら進めていく。

- ・相談内容を基に、事案に関するあらゆる可能性を想定しながら、どのように動いていくかを関係者で話し合っていくのが良い。
- ・保護者同士や地域のつながりを解決の糸口にする対応方法もある。
- ・保護者の意向で、「匿名で動いてほしい」といった要望がある場合は、リスクについて説明しながら、匿名のままでは解決に向けた進展が難しいことを説明する。
- ・相談を受ける機関が、できることと、できないことを、丁寧に説明するように努めると良い。保護者の混乱や不安が和らぐ。
- ・いじめ事案に関わった児童生徒へのケアや、今後も児童生徒自身が生きていきやすいような取組みを進めることが必要。
- ・学校にはスクールカウンセラーがいるので、活用しながら児童生徒へのケアができる。
- ・関係者向けに、いじめへの理解を深めたり、いじめへの感度をあげてもらおう働きかけをする。
- ・いじめという問題についてどの程度理解できているのか、ということ、常々意識しておくことが必要である。
- ・地域の方などから、学校や市(教育委員会)を含めて話をしてもらえるような土壌がどれだけできているのか、ということは、大きな課題である。
- ・関係者を責めるのではなく、「子ども達が楽しくやっていくにはどうしましょう」という視点の取組みを、学校を中心として一緒にやっていくことが必要である。
- ・関係者自身が抱える課題、事情、背景にも目を向ける。
- ・地域の中に、保護者が身近に相談できる場所があれば、精神的な負担の軽減につながるかもしれない。

(5) その他  
特になし。

以上